

第23期第9回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和7年12月12日（金）16時から
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 松浦海区における区画漁業の漁場計画（案）について（答申）・・・P1～P10
- (2) 特定水産資源（くろまぐろ）に係る令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（案）について（諮問）・・・P11～P13
- (3) 特定水産資源に係る令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問）・・・P14～P17
- (4) 松浦海区漁業調整委員会指示第89号の一部改正について（協議）・・・P18～P21
- (5) 共同漁業権漁場外（小川島新北沖・馬渡島沖・小川島北東沖）における砂利採取の認可について（協議）・・・P22～P46
- (6) その他

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

（令和 7 年 9 月）

佐賀県松浦海区

区 画 漁 業

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
- (4) 免許予定日 令和8年4月1日
- (5) 申請期間 令和8年1月1日から令和8年2月6日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

- 存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第321号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結 んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度32分21秒 東経 129度52分32秒 点イ：北緯 33度32分18秒 東経 129度52分30秒 点ウ：北緯 33度32分23秒 東経 129度52分21秒 点エ：北緯 33度32分26秒 東経 129度52分23秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	新規

区画漁業権図

唐津市呼子町加部島

唐津市鎮西町名護屋

エ
ウ ● 松区第321号 ● ア
イ

松浦海区における区画漁業 の漁場計画（案）

（令和 7 年 10 月）

佐賀県松浦海区

区 画 漁 業

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
- (4) 免許予定日 令和8年4月1日
- (5) 申請期間 令和8年1月1日から令和8年2月6日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

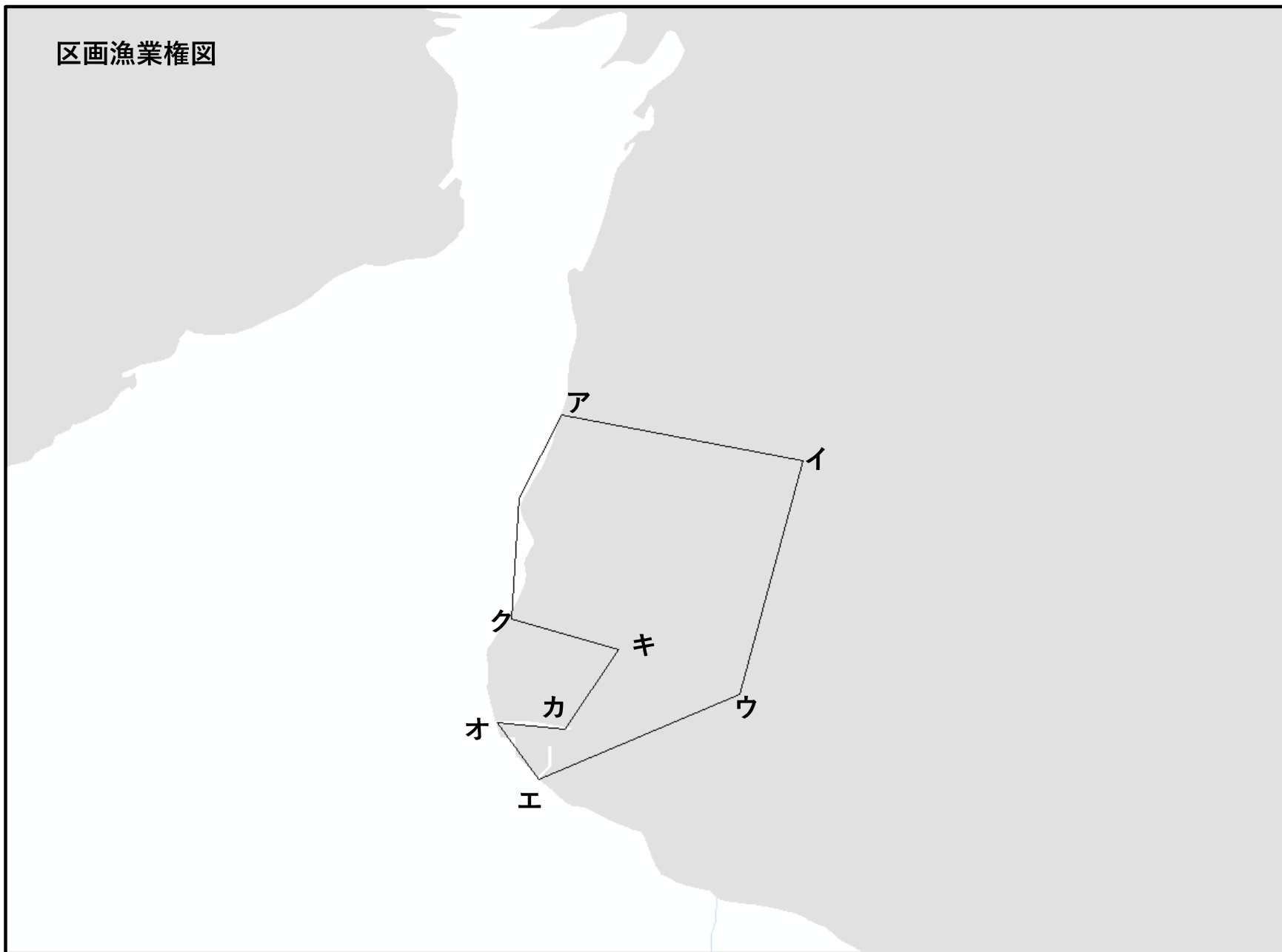
備考

- 存続期間 令和8年4月1日から令和10年8月31日まで
- 漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松区第412号	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	唐津市屋形石地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度32分34秒 東経 129度55分50秒 点イ：北緯 33度32分31秒 東経 129度56分8秒 点ウ：北緯 33度32分17秒 東経 129度56分3秒 点エ：北緯 33度32分11秒 東経 129度55分48秒 点オ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分45秒 点カ：北緯 33度32分15秒 東経 129度55分50秒 点キ：北緯 33度32分20秒 東経 129度55分54秒 点ク：北緯 33度32分22秒 東経 129度55分46秒	唐津市屋形石	団体漁業権	新規

区画漁業権図



水産 第 3639 号
令和 7 年（2025 年）12 月 5 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり変更したいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤・江頭）

くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

11.9トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	5.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	5.0トン

（県留保1.9トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

31.6トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	10.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	20.0トン

（県留保1.6トン）

7 水管第 2101 号
令和 7 年 11 月 17 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (佐賀県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	15.9 トン	11.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	25.8 トン	31.6 トン

水 産 第 3437 号
令和7年(2025)年11月21日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義

特定水産資源に係る令和8管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 伊藤、江頭)

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和8管理年度（令和8年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

第4 かたくちいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
15,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県かたくちいわし漁業	15,000 トンの内数

第5 うるめいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
58,000 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県うるめいわし漁業	58,000 トンの内数

第6 まだい日本海西部・東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
6,730 トンの内数

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まだい漁業	6,730 トンの内数

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10 トン未満
まあじ	現行水準	0.36%	528
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.01%	50 トン未満
かたくちいわし対馬暖流系群	15,000 トンの内数	—	
うるめいわし対馬暖流系群	58,000 トンの内数	—	
かたくちいわし太平洋系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群	6,730 トンの内数	—	

新旧対照表

改正案							改正前																																																						
<p>◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第89号</p> <p>松浦海区における定置漁業（第2種共同漁業の小型定置を含む）の保護区域並びに漁具標識について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。</p> <p>令和5年8月31日 令和7年12月 日一部改正</p> <p style="text-align: right;">松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正</p> <p>1 保護区域</p> <p>(1) 定置漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">免許番号</th> <th rowspan="2">漁業の名称</th> <th colspan="3">保護区域</th> <th rowspan="2">漁場の位置</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>前面</th> <th>後面</th> <th>沖合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松定第1号</td> <td>雑魚落網漁業</td> <td>1,100メートル</td> <td>250メートル</td> <td>350メートル</td> <td>唐津市神集島黒瀬地先</td> <td>通称 宮岬大敷</td> </tr> <tr> <td>松定第2号</td> <td>雑魚落網漁業</td> <td>450メートル</td> <td>50メートル</td> <td>150メートル</td> <td>唐津市鎮西町加唐島折瀬地先</td> <td>通称 大泊大敷</td> </tr> </tbody> </table>							免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考	前面	後面	沖合	松定第1号	雑魚落網漁業	1,100メートル	250メートル	350メートル	唐津市神集島黒瀬地先	通称 宮岬大敷	松定第2号	雑魚落網漁業	450メートル	50メートル	150メートル	唐津市鎮西町加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷	<p>◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第89号</p> <p>松浦海区における定置漁業（第2種共同漁業の小型定置を含む）の保護区域並びに漁具標識について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p>令和5年8月31日</p> <p style="text-align: right;">松浦海区漁業調整委員会 会長 川寄 和正</p> <p>1 保護区域</p> <p>(1) 定置漁業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">免許番号</th> <th rowspan="2">漁業の名称</th> <th colspan="3">保護区域</th> <th rowspan="2">漁場の位置</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>前面</th> <th>後面</th> <th>沖合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松定第1号</td> <td>雑魚落網漁業</td> <td>1,100メートル</td> <td>250メートル</td> <td>350メートル</td> <td>唐津市神集島黒瀬地先</td> <td>通称 村張大敷</td> </tr> <tr> <td>松定第2号</td> <td>雑魚落網漁業</td> <td>450メートル</td> <td>50メートル</td> <td>150メートル</td> <td>唐津市鎮西町加唐島折瀬地先</td> <td>通称 大泊大敷</td> </tr> </tbody> </table>							免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考	前面	後面	沖合	松定第1号	雑魚落網漁業	1,100メートル	250メートル	350メートル	唐津市神集島黒瀬地先	通称 村張大敷	松定第2号	雑魚落網漁業	450メートル	50メートル	150メートル	唐津市鎮西町加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷
免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考																																																							
		前面	後面	沖合																																																									
松定第1号	雑魚落網漁業	1,100メートル	250メートル	350メートル	唐津市神集島黒瀬地先	通称 宮岬大敷																																																							
松定第2号	雑魚落網漁業	450メートル	50メートル	150メートル	唐津市鎮西町加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷																																																							
免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考																																																							
		前面	後面	沖合																																																									
松定第1号	雑魚落網漁業	1,100メートル	250メートル	350メートル	唐津市神集島黒瀬地先	通称 村張大敷																																																							
松定第2号	雑魚落網漁業	450メートル	50メートル	150メートル	唐津市鎮西町加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷																																																							

(2) 小型定置漁業 (第2種共同漁業権)

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松共 第3号	雑魚 落網漁業	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷
<u>(削除)</u>						

2～5 略

(2) 小型定置漁業 (第2種共同漁業権)

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松共 第3号	雑魚 落網漁業	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷
松共 第8号	雑魚 落網漁業	700 メートル	150 メートル	200 メートル	唐津市屋形石 竹の浦地先	通称 宮岬大敷

2～5 略

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第 89 号

松浦海区における定置漁業（第 2 種共同漁業の小型定置を含む）の保護区域並びに漁具標識について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 31 日

令和 7 年 12 月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 崎 和 正

1 保護区域

(1) 定置漁業

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松定 第 1 号	雑魚 落網漁業	1,100 メートル	250 メートル	350 メートル	唐津市神集島 黒瀬地先	通称 宮岬大敷
松定 第 2 号	雑魚 落網漁業	450 メートル	50 メートル	150 メートル	唐津市鎮西町 加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷

(2) 小型定置漁業（第 2 種共同漁業権）

免許 番号	漁業の 名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松共 第 3 号	雑魚 落網漁業	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷

2 定置網（小型定置を含む）の保護区域の測定方法

保護区域の前面及び後面は垣網及びその延長線を基準として直角の方向に沖合は同直線上身網の沖の側から測定する。

3 保護区域内における漁業の制限

保護区域内においては、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

4 漁具標識の設置

定置網（小型定置を含む）の漁具敷設中は当該漁具の見易いところに、昼間にあっては免許番号、漁業の種類、漁業権者名（又は名称）を記入した90センチメートルの正方形赤旗を水面上1.5メートルの高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を設置しなければならない。

5 指示の期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで。

水産第 3692 号
令和 7 年 12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 横尾 一成

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について（照会）

唐津市東大島町 2 番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 旦雄から申請の共同漁業権漁場外（小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖）における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

ついては、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和 7 年 12 月 15 日（月）までに回答してください。

記

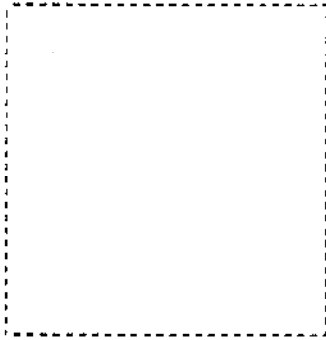
1 申請区域

(1)	小川島新北沖	採取面積	1,438,368 平方メートル
		採取量	600,000 立方メートル
(2)	馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
		採取量	100,000 立方メートル
(3)	小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
		採取量	300,000 立方メートル

2 採取期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで

（担当：漁業調整担当）



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和7年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 補 旦
その代表者の氏名
生年月日

登録年月日 昭和 49年 12月 27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ○
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ○
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,438,368 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 60万 立方メートル

3 採取の期間

令和8年 1月 1日から令和8年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		600,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	従業者	業務主任者	積載量	1日稼働数	1日採取量	年間採取量	バケット	ポンプ能力
げんかい	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池健哉	2,997m ³	1回	2,997m ³	200,000m ³	8.5m ³	26吋
バージげんかい	ハ16ハ70002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田勲司	2,981m ³	1回	2,981m ³	230,000m ³	7m ³	26吋
バージ第七げんかい	ハ30ハ70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	株式会社中西造船	8名	三浦貴且	3,349m ³	1回	3,349m ³	170,000m ³	6m ³	26吋
バージ慶洋	ハ31ハ70001	壱岐市	4,060 トン	砂採取作業船	住若海運株式会社								
合計						26名				9,327m ³	600,000m ³		

小川島新北沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

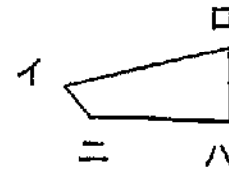
イ、基点より真方位 8度07分へ8,969.4mの点。

ロ、イ点より真方位 77度00分へ2,200mの点。

ハ、ロ点より真方位 180度00分へ1,000mの点。

ニ、ハ点より真方位 273度00分へ1,868.9mの点。

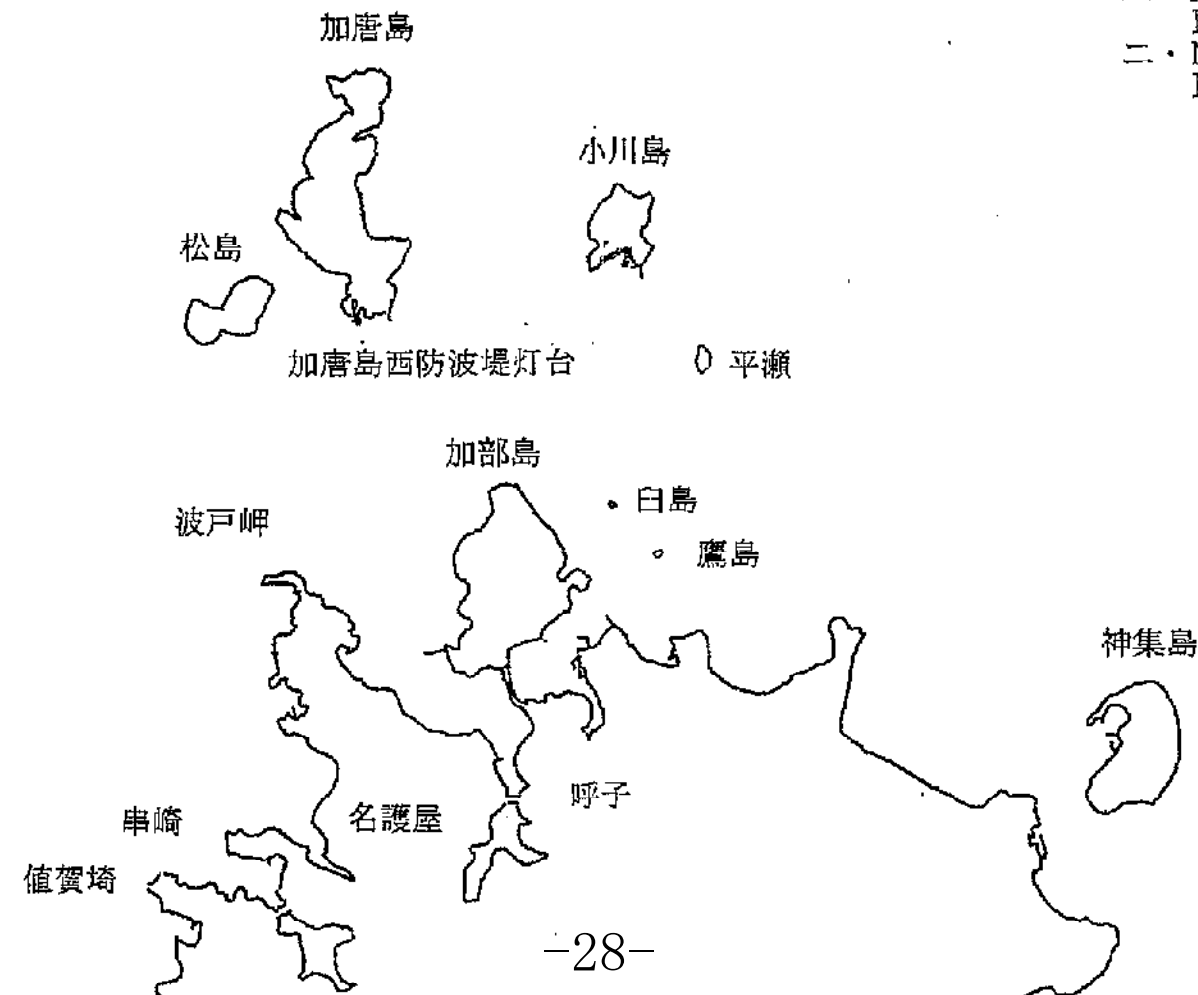
イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島

経度・緯度

イ	N	33°	39.963'
	E	129°	52.388'
ロ	N	33°	40.243'
	E	129°	53.771'
ハ	N	33°	39.702'
	E	129°	53.778'
ニ	N	33°	39.744'
	E	129°	52.570'



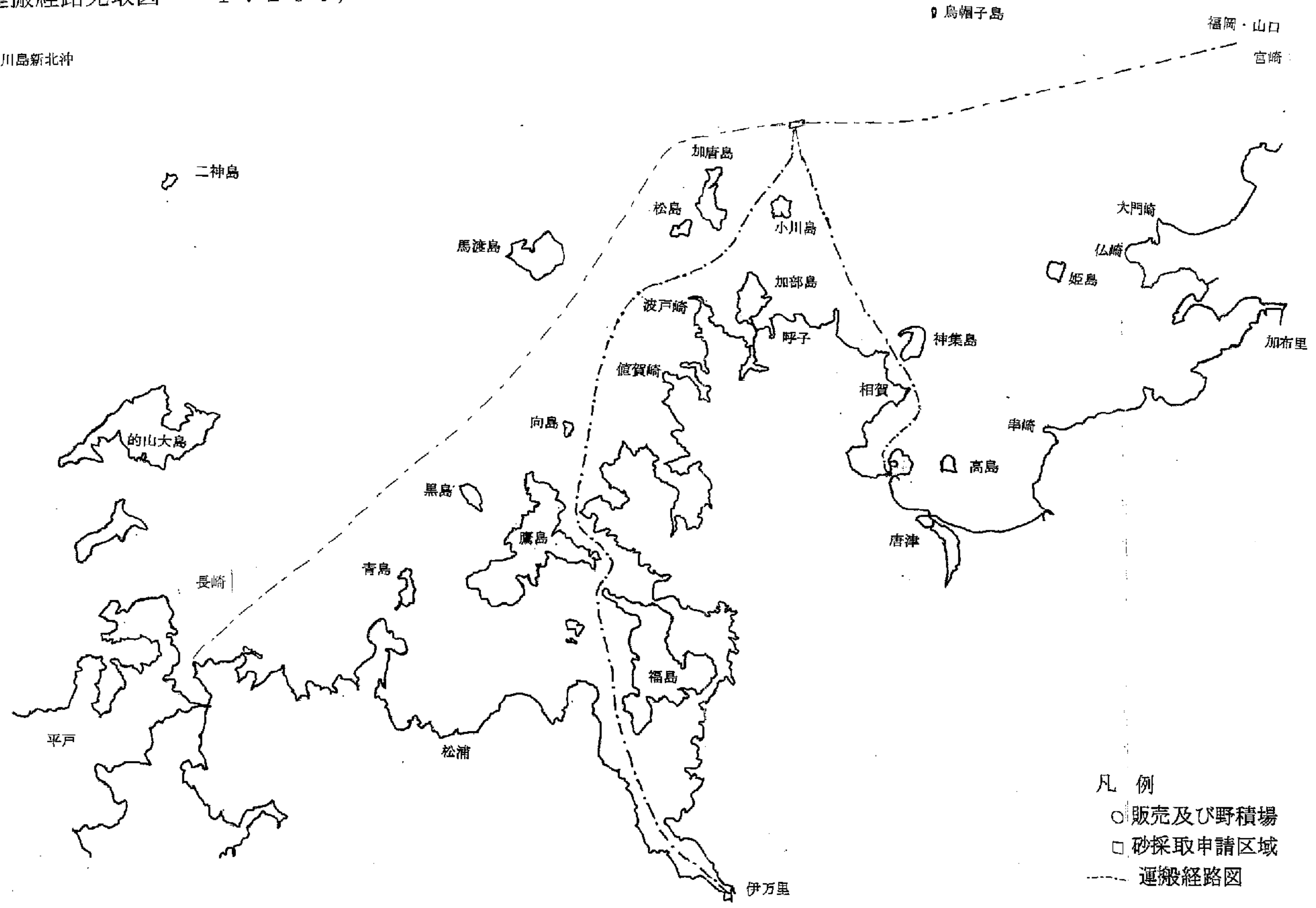
姫島



運搬経路見取図

1 : 200,000

小川島新北沖



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦且雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可証を所有する船舶であること。

3. 採取数量は600,000立方米とする。

4. 砂採取の期間

令和8年 1月 1日より令和8年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示がある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-23

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

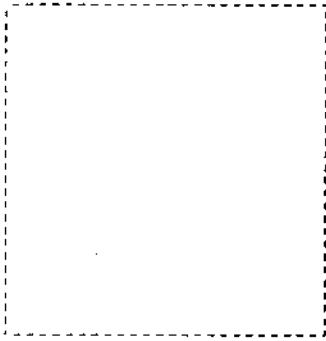
代表理事組合長 平 田 大

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 大

令和7年11月27日



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和7年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 且
その代表者の氏名
生年月日

登録年月日 昭和 49年 12月 27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） ○
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 ○
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5.0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和8年 1月 1日から令和8年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗組員	業務主任者	積載量	1日採取回数	1日採取量	年間採取量	バケツ	ポンプ能力
げんかい	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池健哉	2,997 m ³	1回	2,997 m ³	40,000 m ³	8.5 m ²	2.6 呎
バージげんかい	ハ16ノ70002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田勲司	2,981 m ³	1回	2,981 m ³	50,000 m ³	7 m ²	2.6 呎
バージ第七げんかい	ハ30ノ70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	株式会社中西造船	8名	三浦貴且	3,349 m ³	1回	3,349 m ³	10,000 m ³	6 m ²	2.6 呎
バージ慶洋	ハ31ノ70001	老岐市	4,060 トン	砂採取作業船	住若海運株式会社								
合計						26名				9,327 m ³	100,000 m ³		

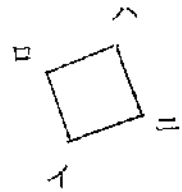
馬渡島沖採取地位地図

(1 : 100, 000)

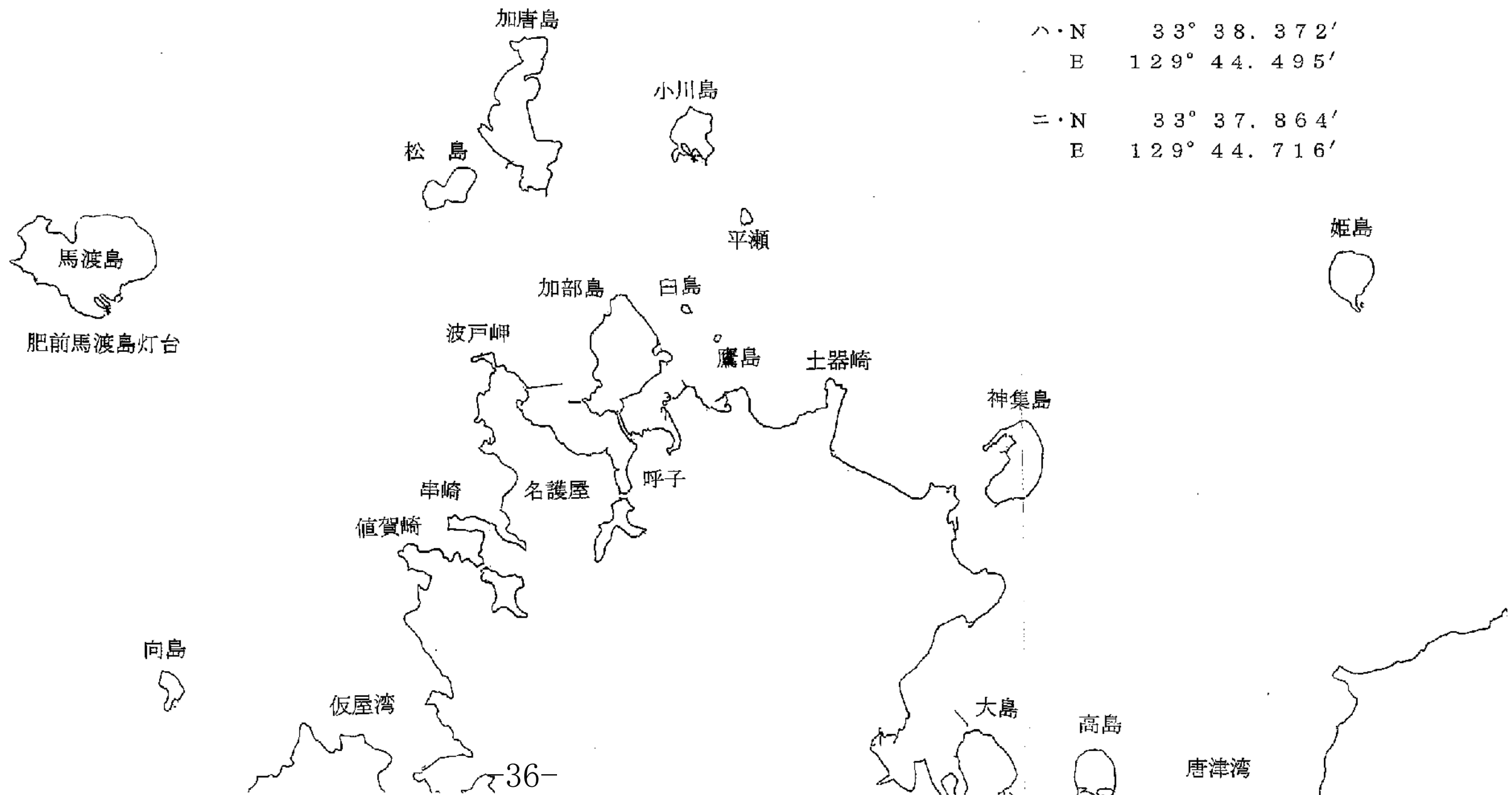
基点：肥前馬渡島灯台

- イ.基点より真方位340度00分へ7,500mの点。
- ロ.イ点より真方位340度00分へ1,000mの点。
- ハ.ロ点より真方位70度00分へ1,000mの点。
- ニ.ハ点より真方位160度00分へ1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



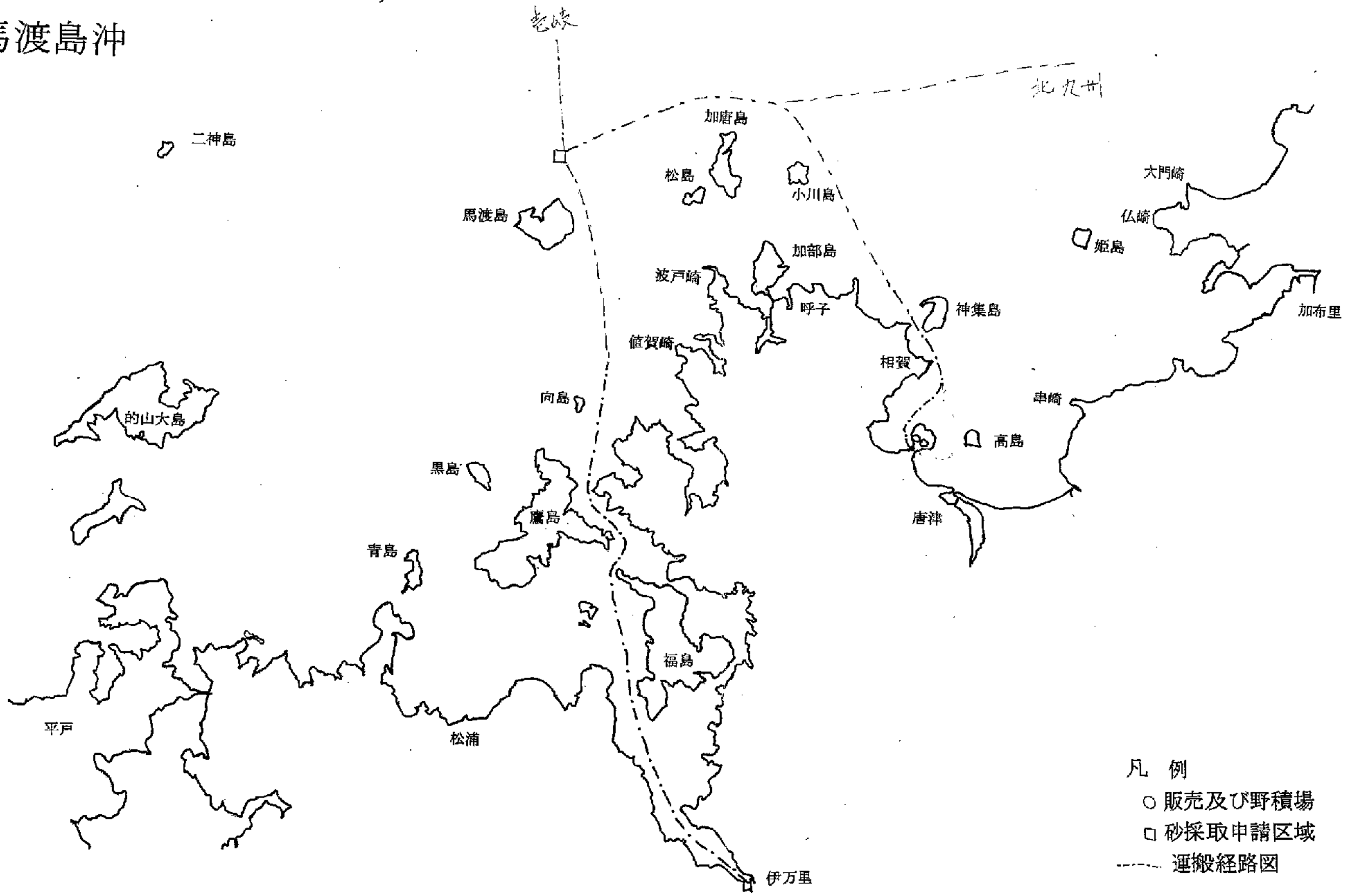
緯度・経度	
イ・N	33° 37. 679'
E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
E	129° 44. 716'



運搬経路見取図 1 : 200,000

馬渡島沖

烏帽子島



- 凡 例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦且雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 100,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和8年 1月 1日より令和8年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地

外津漁業協同組合

代表理事組合長 加 納 貢

佐賀県東松浦郡玄海町飯屋398-5

飯屋漁業協同組合

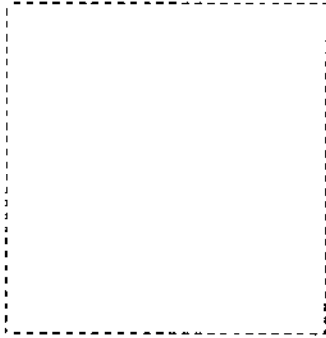
代表理事組合長 牧 元 義

佐賀県唐津市肥前町大浦310-3

大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正

令和7年11月27日



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和7年11月27日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所
氏名または名称
及び法人にあっては
その代表者の氏名
生年月日

佐賀県唐津市東大島町2番
唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三 浦 旦

登録年月日

昭和49年12月27日

登録番号

佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 30万 立方メートル

3 採取の期間

令和8年 1月 1日から令和8年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は"GPS"で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		300,000m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

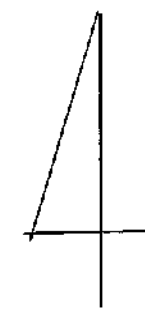
採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	従業員	業務主任者	積載量	1日稼働数	1日採取量	年間採取量	バケット	ポンプ能力
げんかい	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菊池健哉	2,997m ³	1回	2,997m ³	100,000m ³	8.5m ³	26吋
ページげんかい	△16△70002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田勲司	2,981m ³	1回	2,981m ³	100,000m ³	7m ³	26吋
ページ第七げんかい	△30△70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	株式会社中西造船	8名	三浦貴旦	3,349m ³	1回	3,349m ³	100,000m ³	6m ³	26吋
ページ慶洋	△31△70001	壱岐市	4,060 トン	砂採取作業船	住若海運株式会社								
合計						26名				9,327m ³	300,000m ³		

小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

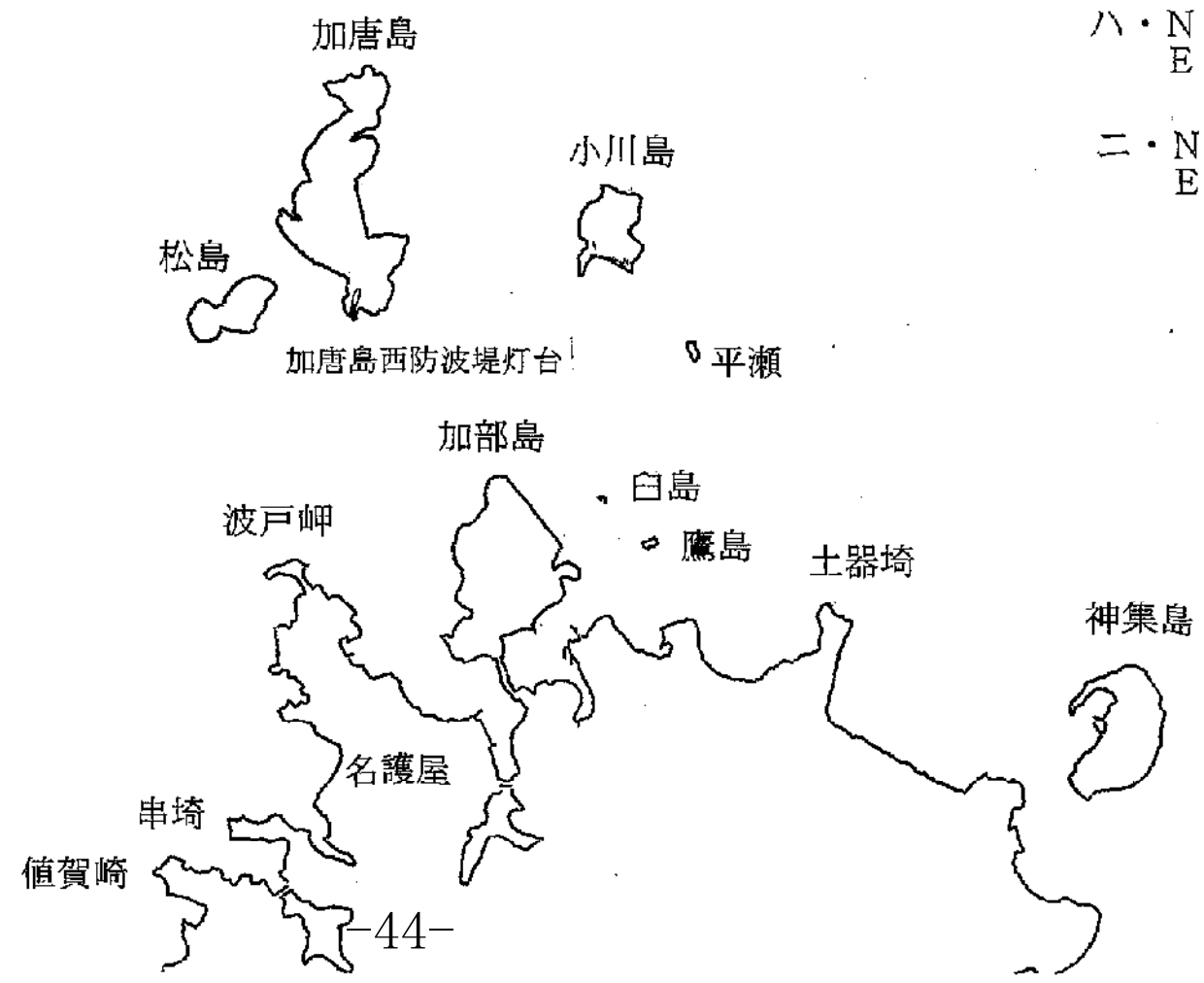
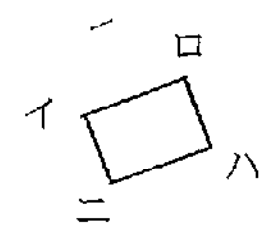
- イ、 基点より真方位 36度51分へ7, 367.4mの点
 - ロ、 イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
 - ハ、 ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
 - ニ、 ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



烏帽子島

経度・緯度

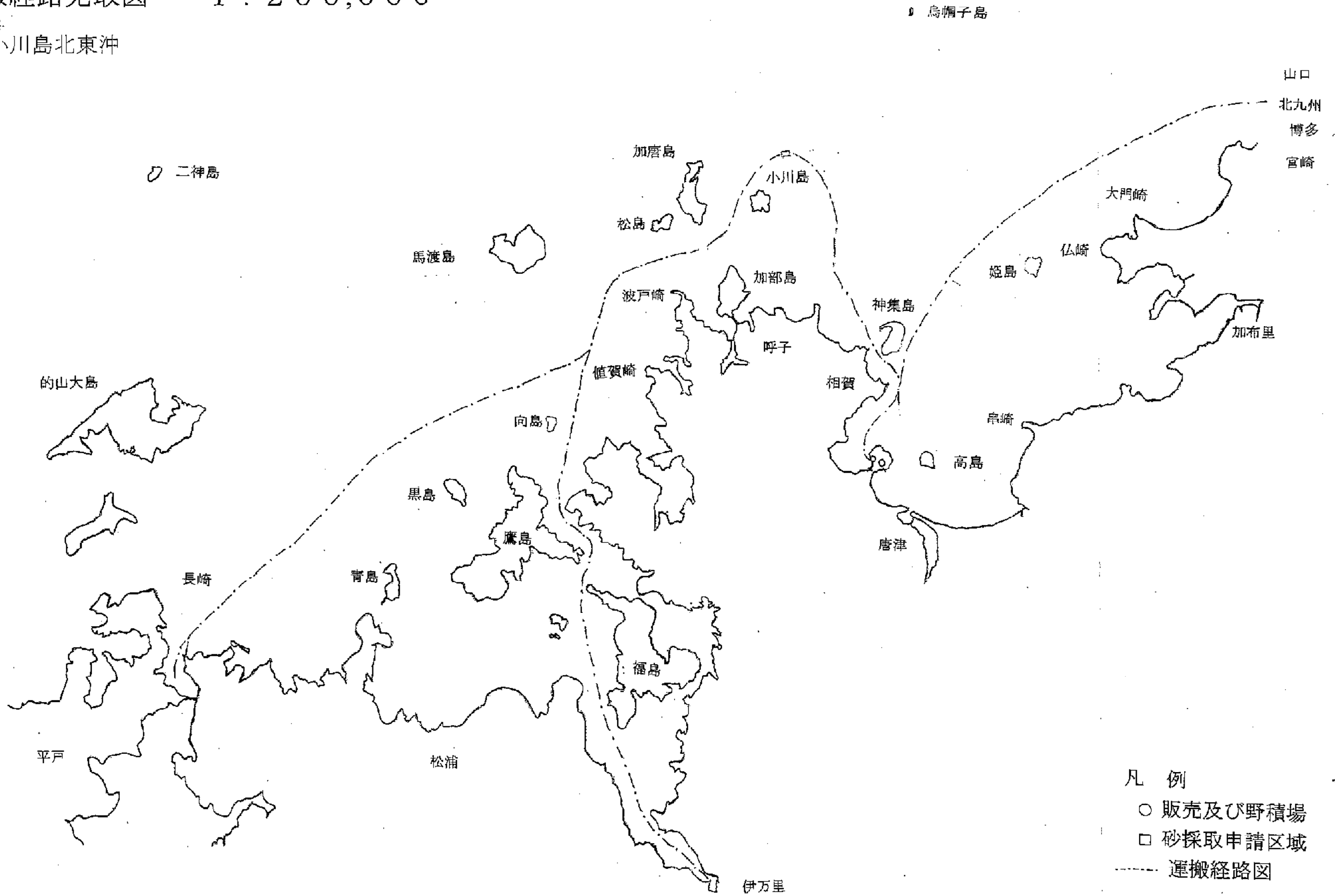
イ	・N	33°	38.367'
	・E	129°	54.447'
ロ	・N	33°	38.639'
	・E	129°	55.313'
ハ	・N	33°	38.133'
	・E	129°	55.540'
ニ	・N	33°	37.855'
	・E	129°	54.653'



運搬経路見取図

1 : 200,000

小川島北東沖



同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦旦雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可証を所有する船舶であること。

3. 採取数量は300,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和8年1月1日より令和8年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示がある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-2

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添

令和7年11月27日